

議案第 1 1 4 号

川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例

川崎市老人福祉・地域交流センター条例（平成 1 7 年川崎市条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 1 0 条関係）

地域交流センター事業施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9 時～ 12 時	1 時～ 4 時	5 時～ 9 時	9 時～ 9 時
かわさき		4,580円	4,580円	6,110円	15,270円
	区画しない 場合	5,790円	5,790円	7,820円	19,400円

ホール	高津	区画する場合	ホールA	2,640円	2,640円	3,560円	8,840円
			ホールB	1,220円	1,220円	1,620円	4,060円
			ホールC	1,930円	1,930円	2,640円	6,500円
大広間・多目的室	かわさき	大広間		2,240円	2,240円	3,050円	7,530円
		多目的室		810円	810円	1,120円	2,740円
	高津	区画しない場合		3,150円	3,150円	4,260円	10,560円
		区画する場合	大広間	1,930円	1,930円	2,640円	6,500円
			多目的室	1,220円	1,220円	1,620円	4,060円
工作室	かわさき			610円	610円	810円	2,030円
	高津						
料理室	かわさき			910円	910円	1,220円	3,040円
	高津						
和室	かわさき			400円	400円	560円	1,360円
	高津			610円	610円	810円	2,030円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

老人福祉・地域交流センターの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。